

# 那覇市道路台帳作成業務委託 特記仕様書

業務名	令和6年度 久茂地前島線道路台帳作成業務委託
履行場所	那覇市久茂地1丁目地内
履行期間	着手日から令和7年3月14日
業務委託概要	道路台帳作成業務 一式

## (適用)

第1条 本仕様書は那覇市が発注する「令和6年度 久茂地前島線道路台帳作成業務委託」に適用する。本業務の履行にあたっては、国土技術政策総合研究所「道路工事完成図等作成要領」、沖縄県土木建築部制定「土木設計業務等共通仕様書」(令和5年7月適用)、「測量業務共通仕様書」(令和5年7月適用)、「道路台帳作成要領」(平成6年3月適用)、那覇市制定「那覇市公共測量作業規程」(作業規程の準則(平成20年国土交通省告示第413号)を準用する)及び本特記仕様書など関係法令等に基づき実施しなければならない。

## (作業内容)

第2条 本業務は、(別紙-1)『業務内容』の作業を行うものとする。

## (業務の着手と工程表)

第3条 本業務の受注者は契約後、履行期間である着手日に着手届、契約締結後14日以内に業務工程表を提出しなければならない。

## (調査職員)

第4条 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。

## (管理技術者)

第5条 「管理技術者」とは、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行う者で、受注者は本業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。管理技術者は、測量法第50条の測量士となる資格を有し、且つ道路台帳作成に関わる実務経験を1件以上有する者であること。

## (照査技術者)

第6条 受注者は、本業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。照査技術者は、測量法第50条の測量士となる資格を有し、且つ道路台帳作成に関わる実務経験を1件以上有する者であること。なお、照査技術者は前条に規定する管理技術者を兼ねることができない。

## (業務カルテ)

第7条 受注者は、契約時又は完成時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、受注・変更・

完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(打合せ等)

第 8 条 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

- 2 本業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

(業務計画書)

第 9 条 受注者は契約後 15 日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

(関係機関との協議及び調整)

第 10 条 関係機関との調整及び協議を十分に行うこと。(那覇市道路管理課、那覇市都市デザイン室、県警察本部、関係占有者、地域住民その他業務上必要とする関係機関)

- 2 関係機関等との協議や調整の準備、資料作成及び議事録作成を行うこと。

(地元関係者との調整等と土地への立入り)

第 11 条 地元関係者との調整及び協議に当たっては、誠意を持って接するものとし、これに必要な資料の作成を行うこと。

- 2 現地調査の際は、地域住民とのトラブルがないよう十分配慮し、又、業務のため第三者の土地に立入る場合は身分証明書を携帯の上、関係者の承諾を得て立入ることとし、立木及び工作物等に損害を与えた場合は受注者が責任をもって処理すること。

(占有物件)

第 12 条 本業務実施の際、占有物件等の事前調査を十分行い、地下埋設物や敷設された構造物に損害を与えないように注意して行うこと。損害を与えた場合は、受注者の負担において処理すること。

(成果品)

第 13 条 本業務の成果品は(別紙-2)『成果品』のとおりとする。

(関連法令等の遵守)

第 14 条 受注者は、設計業務等の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条

例等を遵守しなければならない。

(業務の完了)

第 15 条 本業務の完了は、提出書類(成果品)及び業務管理状況の検査が合格した時を完了とする。

- 2 受注者は前項の検査合格後、成果品に疑義が生じた場合または現地確認が必要な場合は速やかに対処しなければならない。

(修補)

第 16 条 受注者は修補の必要があると認められた場合には、速やかにこれを行わなければならない。

(契約の変更と一時中止)

第 17 条 発注者が必要と認めた場合は業務内容の変更、設計業務等の一時中止を命じることがあるが、その場合、受注者は発注者の指示に従わなければならない。

(守秘義務)

第 18 条 受注者は作業により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。又、本業務に関する成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾なしにコピー等又は他人に公表、貸与してはならない。

(疑義)

第 19 条 本業務に際して、疑義が生じた場合は発注者、受注者協議のうえ発注者が決定するものとする。

(暴力団員等による不当介入の排除対策)

第 20 条 受注者は、当該業務の施工に当たって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成 23 年 1 月 12 日)」に基づき、次に掲げる次項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- 2 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 3 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- 4 排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに調査員と工程に関する協議を行うこと。

(那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策)

第 21 条 受注者(落札者)は、暴力団密接関係者を市発注工事等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を道路建設課へ提出しなければならない。

- 2 受注者は、当該工事契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者(以下

「直近上位発注者」という。) に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書(下請用)を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。

- 3 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書(下請用)を提出しない者と下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- 4 受注者はその旨、全ての当該工事関連者に周知しなければならない。

## 業務内容

### ○道路台帳作成業務

- ・基準点測量
  - 4級基準点測量（都市近郊：平地）
- ・水準測量
  - 4級水準点測量（都市近郊：平地）
- ・路線測量
  - 作業計画（路線測量）
  - 中心線測量
  - 仮BM設置測量
  - 縦断測量
  - 横断測量（測点間隔：100m）
- ・現地測量
  - 作業計画（現地測量）
  - 現地測量
  
- ・計画・準備
- ・道路現況調査
  - 道路台帳平面図作成のため現地にて次の事項を調査測定する。
    - ①道路構造物
      - 歩道、車道、分離帯、横断歩道橋、自転車道、橋梁、排水施設、その他
    - ②道路付属物
      - 防護柵、植樹施設、道路照明灯、道路標識、点字ブロック、その他
    - ③道路占用物
      - 電柱、郵便ポスト、電話ボックス、パーキングメーター、アーケード、その他
    - ④路面の種類及び区分線
      - コンクリート舗装、アスファルト舗装、簡易舗装、砂利道等の区分及び区分線
    - ⑤兼用工作物
      - 堤防、護岸、堤防道路、その他
    - ⑥車道幅員が0.5m以上変化する箇所毎の道路幅員
    - ⑦道路の隅切り寸法
    - ⑧側溝の種類及び寸法
    - ⑨道路台帳図式に定める事項
- ・編集・整理
  - 道路現況調査事項を編集・整理し、現況図の素図を作成する。
- ・道路現況平面図作成
  - 現地測量及び、道路現況調査により追加修正された素図を基に、トレースを行う。
- ・地籍製図
  - 法務局にて公図を閲覧・転写し、現況平面図に併合図として製図を行う。

・測定基図作成

道路台帳データ作成に必要な事項（詳細下記）の記入を行う。

※必要な事項

- ①路線起点及び終点記号
- ②行政界及び大字界
- ③道路区域線及び区間線
- ④路線名、路線番号及び区間番号
- ⑤道路と効用を兼ねる主要な工作物
- ⑥道路幅員及び道路構造物等の変化する箇所毎の幅員及び区切り線
- ⑦角切り寸法（3.0m以上の箇所）
- ⑧側溝の種類及び寸法
- ⑨橋梁（歩道橋を含む）の幅員及び延長寸法
- ⑩路面の種類及び区分線
- ⑪点字ブロック
- ⑫雨水取付管
- ⑬高木植栽箇所の記号

また、路線の区間割は次の条件により区分するものとする。

- イ. 行政及び大字が変わる場合
- ロ. 車道幅員が0.5m以上変化する場合
- ハ. 道路の構造、種類が変化する場合
- 二. 路面の舗装種類が変化する場合
- ホ. 道路等が交差する場合

・データシート作成

測定基図の測定数値等に基づき、電算入力用のデータシートを記入する。

・電算ファイル走査

電算の更新処理等の入力作業に先立ち、市町村用プログラムの読み込みや、電算機器の環境設定などの事前作業を行う。

・電算処理

データシートに基づく、電算機器への入力および演算処理作業を行い、最終データエラーの消去処理まで行う。

・道路台帳平面図作成

併合図、測定基図を基に修正製図を行い、道路台帳平面図として作成する。

・調書作成

道路法様式、総務省様式、国土交通省様式、沖縄県様式、那覇市様式に合わせて道路台帳調書を作成する。

## 成果品

納入成果品は以下に掲げるものとする。

### 1. 図面関係

- (1) 市道久茂地前島線の道路台帳平面図・縦断図・横断図、測定基図、道路敷地調査図、地下埋設物調査図、構造物詳細図、その他
- (2) 前項 1.-(1) の A1 サイズの印刷物、及び CAD データ

### 2. 調書関係

下記の調書に関する成果品については、監督員の確認を得て入力データを含むすべての Excel データ等を CD 納品すること。

#### (1) 道路法第 28 条に基づく様式

- ①道路台帳（1）
- ②道路台帳（2）
- ③実延長・実面積調書
- ④橋調書

#### (2) 総務省様式による調書

- ①道路橋りょう費の測定単位の基礎数値に関する調書
- ②道路橋りょう費に係る基礎数値集計表  
※面積、延長の増減理由を記入すること（別途作成）
- ③道路橋りょう費の増減理由
- ④道路基礎数値（増減表）
- ⑤突合表
- ⑥測定単位の増加数値等に関する調書
- ⑦道路橋りょう費に係る基礎数値集計表（路線別対前年度増減対照表）

#### (3) 国土交通省様式による調書

- ①第 1 号様式 一道路現況（総括）台帳
- ②第 2 号様式 一道路現況（独立専用自歩道）台帳
- ③第 3 号様式 一道路現況（部分自歩道）台帳
- ④第 5 号様式 二橋梁現況台帳

#### (4) 沖縄県様式による調書

道路占用物調書、道路安全施設調書、防護柵、街路樹など道路台帳作成要領にあるすべての調書（本業務で調査する路線のみ）

#### (5) 那覇市様式による調書

#### (6) その他の調書

- ①路線別道路現況調査表
- ②実延長・実面積集計表
- ③橋梁台帳
- ④道路現況変更調書

- ⑤新旧路線対象台帳（路線の再編成がある場合）
- ⑥その他指示する調書
- ⑦調書等作成に係る Excel データ

3. 新規の道路台帳図面・調書 1式

4. 測量成果簿 1式

5. CAD データ、PDF データ 1式